

2 短時間労働者の賃金

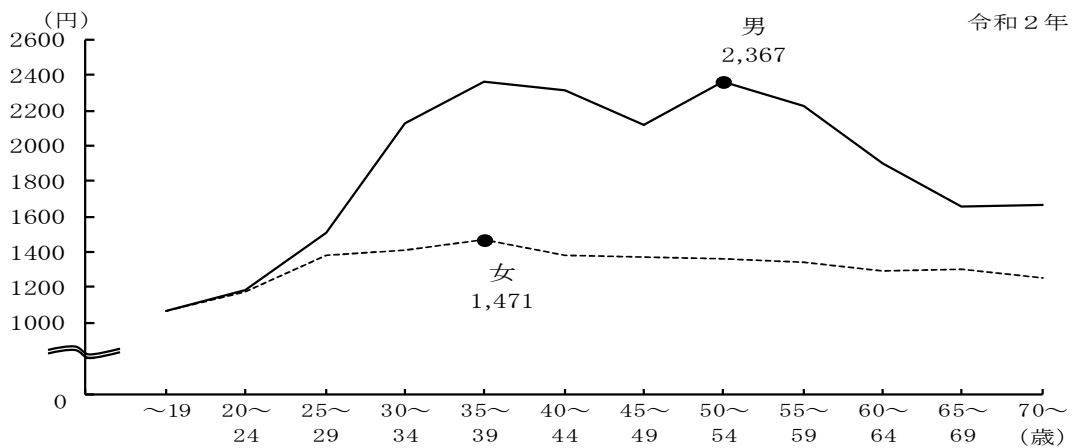
令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,412円、男性1,658円、女性1,321円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では50～54歳で2,367円、女性では、35～39歳で1,471円となっている。（第8図、第10表）

第8図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金¹⁾



注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）

第10表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金¹⁾及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計	1,412	8.3	119.4	1,658	2.9	139.3	1,321	11.6	112.3
～19歳	1,066	6.9	90.1	1,063	5.9	89.3	1,068	7.7	90.8
20～24	1,183	9.1	100.0	1,190	8.3	100.0	1,176	9.9	100.0
25～29	1,428	14.0	120.7	1,507	12.0	126.6	1,386	16.1	117.9
30～34	1,584	4.4	133.9	2,126	-4.9	178.7	1,410	9.8	119.9
35～39	1,624	8.8	137.3	2,364	-0.4	198.7	1,471	13.1	125.1
40～44	1,501	8.1	126.9	2,310	5.4	194.1	1,379	9.2	117.3
45～49	1,466	9.4	123.9	2,117	-9.1	177.9	1,373	14.3	116.8
50～54	1,486	5.8	125.6	2,367	-11.7	198.9	1,357	12.6	115.4
55～59	1,471	6.5	124.3	2,229	-11.8	187.3	1,338	12.4	113.8
60～64	1,436	3.7	121.4	1,900	-3.8	159.7	1,295	8.5	110.1
65～69	1,434	9.0	121.2	1,654	5.7	139.0	1,299	13.2	110.5
70～	1,431	9.7	121.0	1,669	12.4	140.3	1,250	8.3	106.3
年齢(歳)	45.9			43.7			46.8		
勤続年数(年)	6.0			5.2			6.3		
実労働日数(日)	14.7			13.6			15.1		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。（詳細は、「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。）
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、「利用上の注意」を参照。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男性では、大企業1,464円、中企業2,052円、小企業1,579円、女性では、大企業1,288円、中企業1,392円、小企業1,306円となっている(第11表)。

第11表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金¹⁾及び企業規模間賃金格差

令和2年

企業規模	男			女		
	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)
大企業	1,464	4.1	100.0	1,288	10.4	100.0
中企業	2,052	2.2	140.2	1,392	11.8	108.1
小企業	1,579	3.1	107.9	1,306	13.3	101.4

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。(詳細は、「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。)
2) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、「利用上の注意」を参照。

(3) 主な産業別にみた賃金

主な産業別に1時間当たり賃金をみると、男性では、「医療、福祉」(3,807円)が、女性では「医療、福祉」(1,555円)が最も高くなっている。(第12表)

第12表 短時間労働者の主な産業、性別1時間当たり賃金¹⁾及び産業間賃金格差

令和2年

性、主な産業		1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	産業間 賃金格差 (産業計=100)
男	産業計 ²⁾	1,658	2.9	100.0
	卸売業、小売業	1,160	6.9	70.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,177	11.0	71.0
	教育、学習支援業	3,088	-3.8	186.2
	医療、福祉	3,807	-11.3	229.6
	サービス業(他に分類されないもの)	1,339	11.8	80.8
女	産業計 ²⁾	1,321	11.6	100.0
	製造業	1,204	17.9	91.1
	卸売業、小売業	1,156	11.2	87.5
	宿泊業、飲食サービス業	1,242	20.8	94.0
	医療、福祉	1,555	4.3	117.7
	サービス業(他に分類されないもの)	1,232	11.6	93.3

注： 1) 令和元年調査までは、1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。(詳細は、「利用上の注意」5(3)集計・推計方法の変更参照。)
2) 産業計には、上掲のほか、男女とも「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業」を含み、更に、男性では「製造業」、女性では「教育、学習支援業」を含む。
3) 対前年増減率は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。詳細は、「利用上の注意」を参照。